

令和元年第4回定例会会議録（第7号）

令和元年12月20日

○出席議員（24名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	15番	萩野忠好君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
24番	河野数則君	25番	首藤正君

○欠席議員（1名）

14番 松川章三君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	公営事業部長	上田亨君
生活環境部長	安藤紀文君	福祉共生部長 兼福祉事務所長	中西康太君
いきいき健康部長	猪股正彦君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	本田敏彦君
教育部長	稲尾隆君	水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君
財政課長	安部政信君		

○議会事務局出席者

局	長	安	達	勤	彦	議事総務課長	佐	保	博	士
補佐兼議事係長		岡	崎	英	二	補佐兼総務係長	内	田	千	乃
主	査	梅	津	聖	子	主	任	佐	藤	雅
主	事	大	城	祐	美	速	記	者	桐	生
									正	子

○議事日程表（第7号）

令和元年12月20日（金曜日）午前10時00分開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 報告第15号 市長専決処分について
- 第 3 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第3（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（萩野忠好君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 7 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告をお願いいたします。

（観光建設水道委員会委員長・市原隆生君登壇）

○観光建設水道委員会委員長（市原隆生君） 去る 12 月 10 日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第 113 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分外 5 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 113 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分についてであります。

ラグビーワールドカップ 2019 推進室関係では、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、本市における心のバリアフリーの推進を目的として、ラオスのパラリンピアンとの交流を行うための「共生社会ホストタウン」への登録、また、パラアスリートによる講演会の開催及び動画制作を行うための経費を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、動画の制作及び公開の方法について質疑がなされ、当局から、動画制作は、プロポーザル方式により公募を行い、年度内に動画サイト・ユーチューブ等で公開を予定しているとの説明がなされました。

さらに別の委員からは、市内において、バリアフリー化がいまだに進んでいない部分が多々見受けられるとの意見がなされ、当局から、本事業をきっかけに、バリアフリー化やパラスポーツ等を市民に意識していただけるよう努めたいとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、農林水産課関係では、令和元年 8 月に発生した台風 8 号及び 10 号により被災した農地及び農業用施設を復旧するための経費を補正計上している旨の説明に対し、委員から、毎年、復旧工事が翌年度まで繰り越して行われている。復旧箇所の立地条件の悪さ、国の災害認定や補助事業の事務手続も関係しているものと認識しているが、契約担当課と協議の上、年度内に工事が完了するよう努めてほしいとの意見がなされました。

これに対し当局から、生産者の営農に支障を来さないよう、関係課と協議の上、年度内の完了に向けた復旧工事に取り組んでいきたいとの答弁がなされた次第であります。

採決の結果、当局の説明を適切・妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 125 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての関係部分では、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、当該地方公務員法の一部が改正され、特別職の任用の厳格化がされたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 133 号別府市環境保全条例の一部改正についての関係部分であります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、当該地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、非常勤の特別職である「みどり監視員」の職を廃止する条例改正を行い、今後は、この職を「有償ボランティア」として選任するとの説明がなされました。

委員から、市内には保護樹が多くあることから、「みどり監視員」については、知識と活力のある若年層を選任してはどうかとの意見がなされ、当局から、今後は、保護樹に識

見のある若年者を選任するよう努めたいとの答弁がなされた次第であります。

採決の結果、当局の説明を適切・妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 134 号別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでは、竹細工の伝統継承の拠点施設として、現状の機能を維持しつつ、民間事業者のアイデアにより収益力を向上させ、新たなにぎわいを創出するため、竹細工伝統産業会館の管理を指定管理者に行わせることができるようにするための条例改正であるとの説明がなされました。

委員から、指定管理候補者選定までのスケジュール、指定管理後の利用料金及び現在の維持管理費について質疑がなされ、これに対し当局から、選定までのスケジュールについては、来年 1 月に募集要項をホームページ等に掲載し、2 月から 3 月にかけて募集を行った後、4 月に候補者を決定した上で、同年 10 月から指定管理を開始する予定としていること、利用料金については、現在の料金を上限として改定を行いたいとの説明がなされました。

また、維持管理費については、平成 30 年度決算額で約 3,492 万円であるとの説明がなされた次第であります。

さらに同委員から、利用料金は指定管理者の収入になるのかとの質疑に対し、当局から、利用料金制となるため、指定管理者の収入になるとの答弁がなされました。

また、別の委員からは、よりよい竹細工の製作のためにも、竹林の整備についても努めてほしいとの意見もなされた次第であります。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 135 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

亀川地区市営住宅集約建てかえ事業による市営住宅の解体に伴い、条例を改正するものである旨の説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第 136 号別府市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでは、令和 2 年度から下水道事業に地方公営企業法を全部適用すること、また、より効率的な事業運営の推進及び公共の福祉の増進を図るため、公営企業による一元運営を行うことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(厚生環境教育委員会副委員長・阿部真一君登壇)

○厚生環境教育委員会副委員長(阿部真一君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 12 月 10 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 113 号令和元年度別府市一般会計補正予算(第 4 号)関係部分外 9 件について委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 113 号令和元年度別府市一般会計補正予算(第 4 号)関係部分についてであります。

保険年金課関係では、後期高齢者医療被保険者数等の増加により、施術費補助金を増額補正しているとの説明がなされました。

委員からの利用者数についての質疑に対しては、当局から、約2万人いる被保険者のうち、延べ約5,900人の利用があったとの答弁がなされました。

次に、障害福祉課関係では、介護支援及び訓練的支援等を必要とする利用者数や事業所数の増加に伴い、自立支援給付費及び障害児通所給付費を計上し、歳入ではその財源として、国庫及び県支出金を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、通所支援利用者数の今後の見込みについて質疑があり、当局から、平成28年の法改正により早期発見を目的とした相談体制の整備が図られたことから、増加傾向は継続する見込みであるとの答弁がなされました。

さらに委員から、増加を見据えた対策についての質疑に対しては、当局から、民間との連携等により早期発見・早期療育を推進していきたいとの答弁がなされました。

さらに他の委員からは、専門医の充実に向けた取り組みを求める意見もなされた次第であります。

続きまして、子育て支援課関係では、児童扶養手当の支給回数の変更に伴う扶助費や保育園運営費負担金において、国による公定価格の改定及び保育料の無償化への対応のため、決算見込みが当初を上回ることによる追加額のほか、前年度の国庫及び県支出金の精算に伴う返納金などを補正計上しているとの説明がなされました。

次に、学校教育課関係では、預かり保育の利用者数や利用時間が当初見込みを下回ったため、国庫返納金を計上しているとの説明がなされました。

またスポーツ健康課関係では、中学校の部活動で九州及び全国大会への出場者が増加したことにより、体育連盟補助金の追加額を計上しているとの説明がなされた次第であります。

次に、議第114号令和元年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）関係部分では、出入国管理法の改正に伴いシステム改修等委託料と、その財源として国庫補助金を補正計上しているとの説明がなされました。

予算議案の最後に、議第118号令和元年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）関係部分では、対象者等の増加に伴い、居宅介護住宅改修費負担金や高額介護サービス給付費負担金等を増額補正し、その財源として国庫及び県負担金等を補正しているとの説明がなされた次第であります。

以上3件の補正予算議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例改正議案についてであります。

初めに、議第125号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての関係部分、及び議第133号別府市環境保全条例の一部改正についての関係部分では、地方公務員法の一部が改正され、特別職の任用の厳格化による非常勤特別職の見直しに伴い条例を改正するもので、次年度からは会計年度任用職員や有償ボランティア等に移行するとの説明がなされました。

次に、議第128号別府市手数料条例の一部改正については、住民基本台帳法の一部が改正され、住民票及び戸籍の附票の除票の写し等に係る交付手数料を規定するための条例改正であるとの説明がなされました。

続きまして、議第129号別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、総合教育センターの事業の見直しに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

委員から、改正の目的や効果について質疑があり、当局から、教育相談や不登校児童生

徒への支援の充実等を図るため、生徒指導や教育相談など多機能であった総合教育センターから機能を移管し、相談に特化した「教育相談センター」と「学校教育課指導係」及び新設される「安全支援係」に組織を改編することで、それぞれの機能の強化を図ることができ、迅速で的確な対応が可能になるとの答弁がなされました。

ほかの委員からは、改正により混乱が生じないように周知を図ること、また、職員が相談に対応できる体制を整備すること等の意見がなされた次第であります。

次に、議第 130 号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉法の一部改正による条例の改正であり、議第 131 号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、条例を制定するに当たり従うべき基準等を定める内閣府令の一部改正において、訂正がされたことに伴う条例改正であるとの説明がなされました。

委員から、待機児童問題を解決する上で特定の担い手を想定した条例改正であるのかとの質疑に対し、当局から、具体的な事業所を想定した条例改正ではないが、待機児童の解消に向けては、まずは保育士を確保し、現在ある保育所での幼児の受け入れに重点を置く考えであるとの答弁がなされた次第であります。

最後に、議第 132 号別府市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、令和 2 年 10 月から市町村民税非課税世帯に属する小中学生の通院に係る医療費を助成することに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

以上 7 件の条例改正議案につきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(総務企画消防委員会委員長・手束貴裕君登壇)

○総務企画消防委員会委員長(手束貴裕君) 委員長の私より御報告申し上げます。

総務企画消防委員会は、去る 12 月 10 日の本会議において付託を受けました議第 113 号令和元年度別府市一般会計補正予算(第 4 号)関係部分、その他 10 議案について、翌 11 日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 113 号令和元年度別府市一般会計補正予算(第 4 号)関係部分、及び職員課に係る議第 114 号から議題 118 号までの特別会計補正予算 5 件についてであります。

職員課関係部分では、当局から、これらの予算議案は、今年度の人事院勧告等に準じた給料、職員手当等の見直し等によるものであり、具体的には給料については勧告に伴う増加に対し、普通退職者の発生、育児休業者の増加で差し引き 194 万 7,000 円の減額を、また職員手当については、勤勉手当が 0.05 カ月分増えること等により 3,605 万 8,000 円の増額を、さらに共済費の増額や報酬の増額等について、詳細な説明がなされた次第であります。

委員から、民間給与の実態調査をどのように行っているのかとの質疑に対し、当局から、国においては従業員 50 人以上の企業を無作為に抽出し、約 1 万 2,500 社を調査しているとの答弁がなされました。

続きまして、財政課関係部分では、地方交付税法第 10 条の規定に基づく国の決定により、普通地方交付税 2 億 9,152 万 2,000 円、臨時財政対策債 3,131 万 1,000 円を追加計上し、また、今回の補正予算額を調整するために財政調整基金繰入金を 1 億円、予備費を 488 万 1,000 円減額する旨の説明がなされました。

採決の結果、いずれの予算議案も当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

次に、条例改正議案及び条例の制定に関する議案であります。

まず、議第 126 号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、及び議第 127 号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についての 2 議案は、予算議案と同様に、人事院勧告等により特別職の期末手当の引き上げ、及び職員の給料月額、期末勤勉手当を引き上げるための条例改正であるとの説明がなされました。

続きまして、議第 123 号別府市役所事務分掌条例の一部改正については、市民ニーズや行政課題などに対応するため、必要な体制の整備を図ることを目的とした組織改編を令和 2 年 4 月 1 日に予定しているため、条例改正するものである旨の説明がなされました。

委員から、機構改革で「防災局」を新設する狙いは何かとの質疑に対し、当局から、災害は今よりも小さくなることはないとの認識のもと、局を新設することにより常日ごろから全庁体制での準備が可能となり、市長、副市長指揮のもと情報の意思伝達のスピード化が図られることが狙いであるとの答弁がなされました。

次に、議第 125 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、防災危機管理課関係部分であります。この議案は、会計年度任用職員制度の開始を初めとする非常勤職員制度の改正で特別職の任用の厳格化がされたことに伴う条例改正であるとの説明がなされた次第であります。

これに対し委員から、今後、特別職の非常勤職員ではなく、どういう位置づけとなるのかとの質疑がなされ、当局から、個人委託有償ボランティアの方法が考えられ、県内の動向を注視し決めていきたいとの答弁がなされました。

最後に、議第 124 号別府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてであります。当局から、教育委員会の職務権限であった「スポーツに関すること」のうち、学校における「体育に関すること」を除く「スポーツに関すること」を市長が管理、執行することに伴い、条例を制定する旨の説明がなされました。

委員から、スポーツ施設の管理は、今後どのようになるのかとの質疑に対し、当局から、スポーツ施設については 4 月 1 日から、「いきいき健幸部」に所属する予定である「スポーツ推進課」が所管し、スポーツによる健康増進を図るとの答弁がなされました。

採決の結果、4 件の条例改正議案と 1 件の条例の制定に関する議案については、一部の議案で委員から反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(萩野忠好君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告、討論の通告はありませんので、順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第 123 号別府市役所事務分掌条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(萩野忠好君) 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 126 号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(萩野忠好君) 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議第 113 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）から、議第 118 号令和元年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）まで、議第 124 号別府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、及び議第 125 号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、及び議第 127 号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、議第 136 号別府市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてまで、以上 18 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 18 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上 18 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 により、報告第 15 号市長専決処分について報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） 御報告いたします。

報告第 15 号は、公用車による事故外 1 件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものです。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（萩野忠好君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

○議長（萩野忠好君） 次に、日程第 3 により、議員派遣の件を上程議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和元年第 4 回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和元年第 4 回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前 10 時 31 分 閉会